

# 1億円以上 全工種に拡大

## 施工体制確認型総合評価

### 国交省

# 低価格入札抑制を期待

国土交通省は、ダンピング受注による工事の品質低下を避ける狙いから、施工体制確認型総合評価方式の入札を適用する範囲を、予定価格1億円以上の全工種に拡大

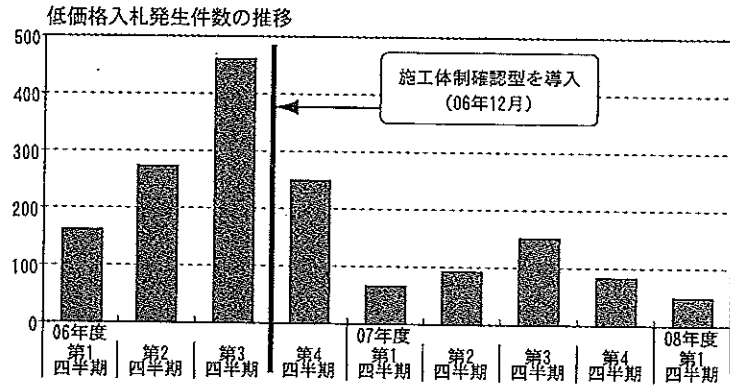
する。3日付で各地方整備局に通達を出した。今月20日以降に入札公告する案件が対象となる。現行では、予定価格が2億円以上が対象で、工種も一般土木と鋼橋上部PC工種の3分野に限定していた。施工体制確認型方式が低価格入札の抑制に効果を発揮していることから、適用範囲を広げることにした。

同方式は、施工体制の導入が開始された。確保状況を加味して総合評価を行う入札方式で、国交省が06年12月に打ち出した緊急公共工事品質確保対策（ダンピング受注防止策）に盛り込まれ、年度第3四半期に460

件と大きく膨れ上がった。第3四半期が151件に参照。が、同方式を導入したと（同67%減）、第4四半期が66件（06年度同49件、同70%減）と大幅に減少。08年度第1四半期が92件（同66%減）、にまで低減できた。障を来す恐れもあり、国

交省は同方式が大きな歯止めになっていないと判断。対象を全工種に広げることにした。予定価格1億円以上の工事への適用を原則にするが、これ以外についても、各整備局でダンピング受注による施工体制への悪影響が懸念される場合は試行できるとしている。

同方式の適用拡大については、今年3月に「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」で申し合わせた「公共工事の品質確保に関する当面の対策」でも言及



※8 地方整備局発注工事を対象（港湾、空港関係は除く）  
国交省資料を基に作成